

健康保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第一条関係）	1
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第二条関係）	7
三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第三条関係）	10
四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（第四条関係）	21
五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（第五条関係）	23
六 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）（附則第四条関係）	24

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第十章（略） 第十一章 罰則（第二百七条の二―第二百二十二条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に關して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（設立及び業務） 第七条の二（略）</p> <p>2 協会は、次に掲げる業務を行う。 一～四（略）</p> <p>五 第二百四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務 六 （略）</p> <p>3（略）</p>	<p>目次 第一章～第十章（略） 第十一章 罰則（第二百七条の二―第二百二十一条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に關して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（設立及び業務） 第七条の二（略）</p> <p>2 協会は、次に掲げる業務を行う。 一～四（略）</p> <p>五 （新設） 六 （略）</p> <p>3（略）</p>

（法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

（他の法令による保険給付との調整）

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2・3 （略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

（新設）

（他の法令による保険給付との調整）

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2・3 （略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第百八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四条の七第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十一（略）

二〇四（略）

（機構が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の五（略）

2 前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「当該職員」とあるのは「日本年金機構の職員」とする。

（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四条の七 第百九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第百八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十一（略）

二〇四（略）

（機構が行う立入検査等に係る認可等）

第二百四条の五（略）

2 前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する機構の職員及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第九十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百二十二条 協会の役員は、第二百四条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(国庫補助の特例)

第五条の二 (略)

第五条の三 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第五十

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

附 則

(国庫補助の特例)

第五条の二 (略)

(新設)

三条第一項中「給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「同法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同法附則第十三条の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この条において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合」と、「に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「を基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えられた第百五十三条第二項中「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）並びに」とあるのは「の納付に要する費用の額に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の五の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び」と、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは「前

期高齢者交付金」と、「当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「前項の政令で定める額」と、第五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」と、附則第五条中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」とする。

（都道府県単位保険料率の算定の特例等）

第八条の四（略）

第八条の五 平成二十五年度及び平成二十六年において、第六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業」とあるのは「健康保険事業」と、「及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）」とあるのは「（第五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）並びに第七条の三十一の規定による短期借入金償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二十五年度にあつては当該年度開始後速やかに、同年度及び平成二十六年の各事業年度についての、平成二十六年にあつては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年においては、第六十条の二の規定は適用しない。

（都道府県単位保険料率の算定の特例等）

第八条の四（略）

（新設）

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 抄
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 第二百五十三條の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）</p> <p>第二百五十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三百三十五條第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第二百五十三條</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船員の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）</p> <p>第二百五十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三百三十五條第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。）は、日</p>

の六の二第一項に規定するものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十五 (略)

2〇4 (略)

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三条の五 (略)

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「当該職員」とあるのは「日本年金機構の職員」とする。

(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百五十三条の六の二 第百四十六条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三条の六の三 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」

本年年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十五 (略)

2〇4 (略)

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三条の五 (略)

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(新設)

(新設)

とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第百五十三条の五第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する機構の職員及び第百五十三条の六の三第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第百四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百六十条の三 協会の役員は、第百五十三条の六の三第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第百五十三条の五第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） 抄
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保 険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例） 第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用 者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者 保険等保険者（健康保険法第二百三十三条第一項の規定による保険者と しての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下同じ。）に係る第三 十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規 定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した 額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二 を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零と する。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者 保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における 概算加入者調整率（第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。 以下同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第一 号において同じ。）</p> <p>四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算</p>	<p>附則 （平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保 険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例） 第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用 者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者 保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る第三十三条第一項の概算前 期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一 号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額 から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合 計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者 保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における 概算加入者調整率（第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。 次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第 一項第一号において同じ。）</p> <p>四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算</p>

調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第二号及び第三項において同じ。）

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一・二（略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率（第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一号において同じ。）

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第二号及び第三項において同じ。）

（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第十三条の五の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用

調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第二号及び第三項において同じ。）

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一・二（略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率（第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一号において同じ。）

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第二号及び第三項において同じ。）

（新設）

者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の五の四第一項第一号において「調整対象給付費見込額等」という。）

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項第一号の概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入見込率を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の五の四第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。）

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の四第一項第一号において同じ。）

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の四第一項第二

号及び第三項において同じ。)

第十三条の五の三 平成二十五年度及び平成二十六年年度の被用

者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額

は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第

三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる

額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が

零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第

一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定され

る病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険

者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を

基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において

「前期高齢者加入率」という。)を乗じて得た額との合計額(第三

号及び附則第十三条の五の五第一項第一号において「調整対象給付

費額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条

の六第一項第一号の確定加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者

加入率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の五の五第一項第

二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定

額」という。)

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険

等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入

者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の五第一項第

号において同じ。)

(新設)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定

調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の五第一項第二号及び第三項において同じ。）

（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第十三条の五の四 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額）の合計額（第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額）とする。）

一 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。）に三分の二を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付

（新設）

金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に納付金概算拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率（第二百一十条第一項の概算後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者（第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。）に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の五の二の規定により算定される額が零を上回る被
用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲
げる額を控除した額の合計額

第十三条の五の五 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用

者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期
高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第
三号までに掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第
四号までに掲げる額）の合計額（第一号及び第二号に掲げる額の合計
額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額（特定健康保険組合にあ
つては、同号及び第四号に掲げる額の合計額）とする。

一 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付
費額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定
調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の
確定額を控除して得た額（第四項第一号において「後期高齢者支援
金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額」という。）に三分の二
を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者
支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た
額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付
金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額
に納付金確定拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者
に係る確定後期高齢者支援金調整率（第二百二十一条第一項の確定後期

（新設）

高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の五の三の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

(平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例)

(新設)

第十四条の五 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、

第百二十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額

(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)

の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十条第

一項の規定により算定される概算後期高齢者支援金の額(以下この条において「概算加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分

の二を乗じて得た額

二 概算総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の概算総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に支援金概算拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額(各

特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

第十四条の六 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額の合計額とする。）

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十一条第一項の規定により算定される確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の二を乗じて得た額

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支

（新設）

援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号） 抄
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第二十一条の三 平成二十五年から平成二十八年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高齢者支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三から第十四条の六までの規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。）」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。</p> <p>2 平成二十五年及び平成二十六年の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の三第三号及び第四号に掲</p>	<p>附則 （新設）</p>

「掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」とする。

3 平成二十七年及び平成二十八年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「以下この項において同じ。」とする」とあるのは「」とする」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」とする。

（組合に対する補助の特例）
第二十二條の二 平成二十二年度から平成二十六年までの各年度における第七十三條第二項の規定の適用については、同項中「補助の割合」とあるのは、「補助の割合及び組合の財政力」とする。

（組合に対する補助の特例）
第二十二條の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度における第七十三條第二項の規定の適用については、同項中「補助の割合」とあるのは、「補助の割合及び組合の財政力」とする。

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）抄
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三十一条 平成二十年十月改正健保法第六十条第三項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会^{（傍線）}の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第三十一条 平成二十年十月改正健保法第六十条第三項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第四条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成三十年三月三十一日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会^{（傍線）}の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。</p>

◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）抄

（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（健康保険法の一部改正）</p> <p>第二十五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>第五条の四 平成二十八年度以後、当分の間、第五百五十三条第一項中「第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「附則第十三条の六第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同法第三十四条第一項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第五百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」とする。</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）</p>	<p>（健康保険法の一部改正）</p> <p>第二十五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国庫補助の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>第五条の三 平成二十八年度以後、当分の間、第五百五十三条第一項中「第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「附則第十三条の六第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同法第三十四条第一項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第五百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」とする。</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）</p>

第二十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（削る）

（削る）

附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の五の次に次の見出し及び四条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第十三条の六 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の八において「調整対象給付費見込額等」という。）

第二十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二第一号中「第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の三第一号中「第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の次に次の四条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第十三条の六 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 調整対象給付費見込額等

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の七第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ（二）（略）

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。）

四（略）

2・3（略）

第十三条の七 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ（二）（略）

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

四（略）

2・3（略）

第十三条の七 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 調整対象給付費額等

の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の九において「調整対象給付費額等」という。）

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の八第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ〜ニ（略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）

四（略）

2（略）

附則第十四条の六の次に次の見出し及び二条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の七 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ〜ニ（略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額

四（略）

2（略）

附則第十四条の四の次に次の二条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の五 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係

る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 (略)

第十四条の八 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一〇四 (略)

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学

る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 (略)

第十四条の六 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一〇四 (略)

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学

校教職員共済法第十四条第一項並びに第二十二條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條中健康保險法第三條及び第四十一條第一項の改正規定並びに同法附則第五條の三の次に一條を加える改正規定、第二十六條中船員保險法第二條第九項第一號の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次條第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第四十八條の二、第四十八條の三、第五十一條から第五十六條まで、第五十九條、第六十條及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日

(被用者保險等保險者に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の額の算定の特例に伴う経過措置)

第四十八條の二 平成二十八年度における第二十五條の規定による改正後の健康保險法附則第五條の四の規定により読み替えられた第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五條の規定による改正後の健康保險法附則第五條の四の規定の適用がないものとして第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八條の三 平成二十八年度における第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五條の規定による改正後の健康保

校教職員共済法第十四條第一項並びに第二十二條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條中健康保險法第三條及び第四十一條第一項の改正規定、同法附則第五條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定並びに同條の次に一條を加える改正規定、第二十六條中船員保險法第二條第九項第一號の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次條第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第四十八條の二、第四十八條の三、第五十一條から第五十六條まで、第五十九條及び第六十條の規定 平成二十八年十月一日

(被用者保險等保險者に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の額の算定の特例に伴う経過措置)

第四十八條の二 平成二十八年度における第二十五條の規定による改正後の健康保險法附則第五條の三の規定により読み替えられた第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五條の規定による改正後の健康保險法附則第五條の三の規定の適用がないものとして第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八條の三 平成二十八年度における第二十五條の規定による改正後の健康保險法第五十三條第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五條の規定による改正後の健康保

除法附則第五条の四の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の六 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の七 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の八第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の三第三項中「及び平成二十八年度の各年度」を削

除法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の六 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の七 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の二の次に次の一条を加える。

り、同項の次に次の一項を加える。

4 平成二十八年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」

とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と」とする。

附則第二十一条の三の次に次の二条を加える。

第二十一条の四 平成二十九年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」

第二十一条の三 平成二十八年度及び平成二十九年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」

とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と」とする。

2 平成三十年度以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）と」とする。

第二十一条の五 平成三十年度以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 平成二十八年度における前条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「改正後国保法」という。）附則第二十一条の三第四項の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後国保法附則第二十一条の三第四項の規定の適用がないものとして前条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この条において「改正前国保法」という。）附則第二十一条の三第三項の規定により読み替えられた改正前国保法附則第二十一条第五項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十七条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 平成二十八年度における附則第五十九条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「改正後国保法」という。）附則第二十一条の三の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後国保法附則第二十一条の三の規定の適用がないものとして改正後国保法第二十一条第五項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

（新設）

する。

附則第三十五条中「(以下「新高齢者医療確保法」という。)」を削る。

附則第三十六条中「新高齢者医療確保法附則第十三条の六」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の十」に改める。

第六十八条及び第六十九条 削除

第六十七条から第六十九条まで 削除